

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の手続番号について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 9 月 8 日

高知地方法務局四万十支局 登記官 栗 田 晃 功

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 4904-2025-0047 号	宿毛市小筑紫町湊字大馬目木 2 番